

薬剤実務研修に関する訓令を次のように定める。

昭和61年 3月28日

防衛庁長官 加藤 紘一

## 薬剤実務研修に関する訓令

改正 平成19年 1月 5日庁訓第1号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、薬剤師である自衛官（以下「薬剤官」という。）に対する薬剤実務研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

**第2条** 研修は、薬剤官が臨床薬学に関する知識及び技能を練磨するとともに、薬剤官としての資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の実施)

**第3条** 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、薬剤科幹部候補生として一般幹部候補生課程（陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）第28条、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第11条又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第27条に規定する一般幹部候補生課程をいう。）を終了した薬剤官に対し、研修を行うものとする。ただし、幕僚長は、当該薬剤官が十分な臨床薬学に関する知識及び技能を修得していると認める場合には、研修の一部又は全部を行わないことができる。

2 海上幕僚長又は航空幕僚長は、研修を陸上幕僚長に委託して行う。

3 陸上幕僚長は、前項の規定により委託があった場合には、これを受託しなければならない。

4 研修は、次条に規定する研修実施計画に基づき、自衛隊中央病院（以下「病院」という。）において行う。

(研修実施計画)

**第4条** 陸上幕僚長は、各年度の研修開始の1月前までに、当該年度の研修実施計画を作成するとともに防衛大臣に報告するものとする。

2 陸上幕僚長は、前項の研修実施計画の作成に当たり、海上幕僚長又は航空幕僚長と連絡及び調整を行うものとする。

3 研修実施計画は、研修科目、研修日程その他研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

(研修の期間)

**第5条** 研修の期間は、1年とする。ただし、幕僚長は、研修を命ぜられた薬剤官（以下「研修薬剤官」という。）のうち、やむを得ない事情があると認める者については、当

該期間を延長することができる。

(研修の方法)

**第6条** 研修は、臨床薬学に関する実習及び講義により行うものとする。

(指導官)

**第7条** 自衛隊中央病院長（以下「病院長」という。）は、病院に勤務する薬剤官及び医師である自衛官等のうちから研修指導官1名及び所要の臨床薬学指導官を指定するものとする。

2 研修指導官は研修薬剤官の総合的な指導を、臨床薬学指導官は研修薬剤官に対する臨床薬学に関する実習の指導及び講義をそれぞれ行うものとする。

(研修の評価)

**第8条** 臨床薬学指導官は、研修薬剤官ごとに研修の成果を研修指導官に提出するものとする。

2 研修指導官は、前項の規定により提出された成果に基づき、研修薬剤官ごとに評価を行い、当該評価を病院長に報告するものとする。

3 病院長は、研修終了後速やかに、前項の評価を添えて陸上幕僚長に研修終了の報告を行うものとする。

4 陸上幕僚長は、前項の報告があったときは、第2項の規定による評価を研修を委託した幕僚長に速やかに通知するものとする。

(防衛大臣に対する報告)

**第9条** 幕僚長は、研修を開始し、又は終了したときは、別記様式により速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

## 附 則

1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

2 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令の一部を次のように改正する。

第49条第3項を削る。

第60条を次のように改める。

第60条 削除

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

別記様式（第9条関係）

薬剤実務研修 開始  
終了 報告書

研修人員	研修（予定）期間	研修概況等
人	年 月 日 ～ 年 月 日	

備考 研修概況等欄には、研修の概況その他特記すべき事項を記入する。